

解 禁	新聞・テレビ・ラジオ 平成15年5月 1日
--------	--------------------------

## アスファルト舗装工事における公募型技術審査基準 (案)の試行について

### 記者発表資料

アスファルト舗装工事の施工体制等の課題については、平成14年4月にアスファルト舗装工事施工体制研究会から提言が出されています。この提言を踏まえ、沖縄総合事務局開発建設部では、アスファルト舗装工事における望ましい施工体制の確保を図るため『アスファルト舗装工事における公募型技術審査基準(案)』を作成し、今年度発注するアスファルト舗装工事において試行することとしました。

平成15年 5月 1日

沖縄総合事務局

記 者 発 表

沖縄総合事務局記者クラブ

### 問い合わせ先

沖縄開発庁 沖縄総合事務局 技術管理課  
課 長 石垣 弘規 (内線3311)  
課長補佐 緒方 勤 (内線3312)  
電話番号 098-866-0031(代表)  
098-866-0408(直通)  
〒900 那覇市前島二丁目21番地7号

## 基本的な技術審査基準（案）の試行内容

従来の公募型技術審査基準に以下の評価項目を追加することとした。

施工体制について評価した。

技術者評価の中の配置予定技術者の資格で舗装施工管理技術者を評価した。

### 1) 具体的な試行内容

- 1．自社雇用の技能者を配置出来ればB評価。
- 2．島内に作業拠点を保有していればB評価。
- 3．配置予定技術者が1級舗装施工管理技術者資格者であればA評価。
- 4．配置予定技術者が2級舗装施工管理技術者資格者であればB評価。

技能者とは：職長、オペレータ、スクリードマン、レーキマン等特別な技能を有する技能者をいい、一般作業員は除く。

作業拠点とは：技能者が常駐するとともに機械（Asフィニッシャー）が配備されている営業所、出張所、作業所等の名称をもつ常設の事業所をいう。但し、機械（Asフィニッシャー）は、自社名義及び3年以上の長期リースのみとする。